市税・保険料の納め方



口座振替

□座振替をご利用いただくと、自動的に預(貯) 金口座から納期の末日に振り替えられます。納 期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納 め忘れもありません。

★お申し込み方法

口座振替依頼書に必要事項をご記入・押印の うえ、預(貯)金口座のある取扱金融機関(下 記参照)または山口市役所収納課窓口にお出し ください(口座振替依頼書は市内の取扱金融機 関や、山口市役所収納課に置いてあります)。

● 取扱金融機関

山口銀行	みずほ銀行	北九州銀行	もみじ銀行
西京銀行	萩山口 信用金庫	西中国 信用金庫	中国労働金庫
信用組合 広島商銀	山口中央 農業協同組合	防府とくぢ 農業協同組合	山口宇部 農業協同組合
	養協同組合 佐各支店)	ゆうちょ銀行	

★口座振替の開始

ゆうちょ銀行以外の金融機関 ⇒申込み月の翌月末の納期から

ゆうちょ銀行

⇒申込み月の翌々月末の納期から

◆ 1期・全期前納の引落しは、2ヵ月前までに 手続きが必要です。

◆ご注意◆

引落し日は納期の末日1回です。残高不足 等で引落しができなかった場合は、別途お送 りする口座振替不能通知(納付書を兼ねてい ます)で納付してください。

全期前納で口座振替ができなかった場合 や、年度途中に全期前納の申し込みをされた 場合は、翌年度から全期前納の引落しとなり、 その年度は各期ごとに引落しされます。

死亡や世帯主変更により、納税(付)義務 者に変更があった場合や、固定資産税の共有 持分に変更があったときは、引落しが継続さ れませんので、再度口座振替の手続きが必要 になります。

● 市税・保険料納期一覧表

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	全期 1期			2期					3期		4期	
市県民税 (普通徴収)			全期 1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		定期										
国民健康保険料 (普通徴収)			全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料 (普通徴収)			全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※税・料の追徴については、納期以外の月にも発生することがあります。その場合の納期は、月末(月末が休日の時は翌日)です。

納付書納付

納付書は、市役所各総合支所、阿東地域交流 センター篠牛分館・牛雲分館・地福分館・嘉年 分館、納付書記載の金融機関およびコンビニエ ンスストアで使用することができます。納付書 を紛失した場合は再発行いたしますので、収納 課管理担当までご連絡ください。

※コンビニエンスストアでは 365 日 24 時間納付 できますが、納付書使用期限を過ぎたものは

取り扱いできません(納付書使用期限を過ぎた 場合でも、取扱金融機関窓口で使用できます)。 ※納付書で納付されてから入金確認できるまで 10日程度かかります。納期限を過ぎて納付さ れると督促状が行き違いで届く場合がありま すので、ご容赦ください。

問い合わせ先

収納課管理担当(山口総合支所内) **2**083-934-2739

税金・保険料の納付が 難しいときはご相談を!

みんなを支える税金・保険料

市政を運営するための財源に、税金・保険料 などがあります。これらの税金・保険料は、み なさんのための各種公共サービス・事業の推進・ 保険給付等に活用されています。



税金・保険料が納付期限内 に納付できないときは ご相談を!

納付期限内に税金・保険料を納付されないと 滞納処分を行います。滞納処分を受けると、財 産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損な われる場合があります。納付期限内の納付が難 しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在 の生活状況等をお聞きし、納付相談を行います。

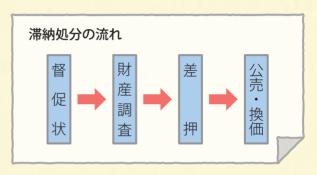
「市税等コールセンター」 から納付の呼び掛けを しています!

市では、民間業者を活用した「市税等コール センター」を設置し、税金・保険料の納付を電 話で呼び掛けています。

市やコールセンターは、銀行やコンビニエ ンスストアのATM(現金自動預払機)の 操作をお願いすることはありません。「振 り込め詐欺」にはご注意ください。

滞納処分とは?

地方税法・国税徴収法等に定められている処 分で、納付されていない方の財産を差し押え、 差し押えた財産の換価や公売を行い、税金・保 険料に充当する一連の手続きを「滞納処分」と 言います。



▶不動産、売掛金、給与等の差押~換価・公売

取引先や勤務先などへの調査等により財産を 把握し、換価や公売を行うものです。

▶自動車の差押~公売

自動車にタイヤロッ ク(車輪止め)を装着し、 使用を制限したり、自 動車を引き揚げて公売 したりするものです。



タイヤロック

財産を見つけるために住居等を法律に基づい て強制的に捜索するものです。

▶インターネット公売

▶住居等の捜索

差し押えた財産を、インターネットサイトを 通じて売却するものです (自動車等)。

問い合わせ先 収納課(山口総合支所内) ☎083-934-2740・2741・2917

軽 自 動 車 税

軽自動車の廃車(スクラップ等)や 譲渡をした方、正式な手続きは お済みですか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車 等を所有している方に課税されます。税額は下記 車種と税額一覧のとおりです。

すでに廃車(スクラップ等)、または譲渡をし た場合は、早めに手続きをしてください。

なお、4月2日以降に廃車、または譲渡の手続 きをした場合には、その年度の税金を全額納めて いただくことになりますのでご注意ください。(普通 自動車のような月割での還付制度はありません。)

問い合わせ先・手続き場所は車種により変わり ますので、下記問い合わせ一覧をご覧ください。

ご存知ですか? 小型特殊自動車の登録について

農耕作業用のトラクター・コンバイン・田植 機等(いずれも乗用装置付)は、小型特殊自動 車として軽自動車税の課税対象になり、**所有し** ていれば公道走行の有無にかかわらず登録の手 続きが必要です。

登録がまだの方は、 早急に登録手続きを お願いします。(22 ページ Q&A 1 参照)



軽自動車の車種と税額一覧表

	車 種	年額円	標識の色
FT-41 1/4/ / 1	第 一 種 50cc 以下または 0.6kw 以下(ミニカーを除く)	1,000	(自)0
	第二種乙 50cc 超~90cc 以下または 0.6kw 超~0.8kw 以下	1,200	黄血
原動機付 自転車	第二種甲 90cc 超~125cc 以下または 0.8kw 超~1.0kw 以下	1,600	(林)
	ミニカー 3 輪以上で 20cc 超〜 50cc 以下 または 0.25kw 超〜 0.6kw 以下	2,500	水色
小型特殊	農耕作業用(トラクター等)	1,600	(F)
自動車	その他(フォークリフト等)	4,700	[緑]
	二輪 125cc 超~ 250cc 以下(側車付含む)	2,400	
	三輪 50cc 超~660cc 以下	3,100	(É)0
故白新古	四輪乗用(営業用)	5,500	(無)
軽自動車	四輪乗用(自家用)	7,200	黄面
	四輪貨物(営業用)	3,000	人黑口
	四輪貨物(自家用)	4,000	黄。
二輪の小型自	動車 250cc 超	4,000	A (É)0

4輪の軽自動車や 125cc 超の バイク等の軽自動車税について

車検証の情報をもとに軽自 動車税が課税されています。 廃車(スクラップ等)、または 譲渡をした場合は下記の手続 き場所で所定の手続きをして ください。

●問い合わせ一覧

車 種	問い合わせ先・手続き場所									
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用・ その他)	各総合支所、各地域交流センター(大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)および各分館、大海総合センター市民税課管理担当(山口総合支所) ☎ 083-934-2734									
軽自動車 (二輪 125cc 超~250cc 以下)	山口県軽自動車協会 山口市葵一丁目 5 番 58 号 ☎083-922-8877									
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会 山口事務所 山口市葵一丁目 5 番 57 号 ☎ 083-924-0542									
二輪の小型自動車 (250cc 超)	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町 1 番 8 号 IP ☎ 050-5540-2073(自動音声案内)									

平成26年度 軽自動車税の 減免申請について

心身に障害のある方、または心身に障害のある 方と生計を一にする方が所有する軽自動車等に ついて、一定の要件を満たす場合には、申請に より税金が減免されることがあります。

▶申請期間

平成 26 年 5 月中旬(納税通知書到着後)から 平成26年5月26日(月)まで

▶持参品

- ·納稅通知書(平成 26 年 5 月中旬発送予定。 5月中旬を過ぎても届かない場合は市民税 課にご連絡ください。)
- 身体障害者手帳または療育手帳等
- ・運転免許証(対象車両を運転する方のもの)

- ・車検のある車両については車検証
- ・印鑑(心身に障害のある方と軽自動車等の 所有者および運転者が別世帯の場合は、そ れぞれの方の印鑑も必要)
- ・ 届出者の身分証明書

- ※減免は、障害のある方1人につき1台です。 すでに普通自動車・軽自動車等で減免を受 けている方は申請できません。ただし、車 両の買い替え・名義変更等をされた場合は、 改めてお手続きが必要です。
- ※減免の要件等、詳細については、下記へ お問い合わせください。

問い合わせ先

市民税課管理担当(山口総合支所内) **2**083-934-2734

軽自動車税について

▶ 1 農耕作業用の 小型特殊自動車(トラクター等)の ナンバープレートについて



農耕作業用のトラクターを所有して います。公道走行しないトラクターでも、ナンバープレートを付けない といけませんか?

登録のための申告が必要です。軽自動車税は 所有していることに基づいて課税されますので、 公道を走行しなくても課税対象となります。ナ ンバープレートは公道走行を許可するものでは なく、課税されていることを示す「課税標識」 ですので登録の申告をしてください。

2 車両を買い替えた場合



トラクターを買い替え、旧車両は廃 棄しました。廃棄した車両に付いて いたナンバープレートを新しい車両 に付け替えていいですか?

- Q1~Q5 軽自動車税について ·······22~23 ページ
- Q6~ Q12個人市・県民税について ······23~24ページ
- Q13~Q15土地に関する固定資産税等について
- Q16~Q19家屋に関する固定資産税等について ······25~26 ページ
- Q20~Q23 税に関する証明書について ……26ページ

問い合わせ先は26ページ参照

A₂

軽自動車はナンバープレートの番号とともに 車名(メーカー名)、車台番号等でデータ管理し ています。車両を買い替えられた場合には、旧 車両の廃車手続き (ナンバープレートの返却) をされたうえで、新しい車両の新規登録をして ください。

■3 乗らない原動機付自転車(原付)の ナンバープレートの返却について



原付を所有していますが、しばらく 乗らないので廃車(ナンバープレート の返却)したいのですが。

廃車ができるのは、原則、誰かに譲る、業者 に売却する、スクラップにする等車両を手放す 場合となりますので、乗らないからとの理由で は廃車は受け付けていません。なお、軽自動車 税には、財産税としての性格があるため、所有 している限り課税されます。

■4 原付の譲渡について



私は山口市内に住む B です。友人 C に山口市ナンバーのついた原付を譲り ました。どんな手続きをすればいい

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税さ れますので、それまでに名義変更の手続きをす る必要があります。4月2日以降に手続きをさ れた場合は、新年度の軽自動車税はBさんに課 税することになります。また、手続きをされな いままだと、Bさんに課税され続けますので必 ず手続きを行ってください。

=ワンポイント=

名義変更をする場合、譲られるバイクにナンバー コ我を定する場合、ほうれるがインにアンバ プレートが付いているかどうかで手続きに必要 なものが異なりますので、手続き前に市民税課 管理担当にお問い合わせください。

🔂 5 他市町村に転出する場合



山口市から転出することになりまし た。山口市のナンバープレートの付い た原付を所有していますが、そのまま 転出先で使用してもいいでしょうか?

A₅

原付には主たる定置場(所有者の住所地)の 市町村のナンバープレートを付ける必要がありま す。転出する場合は、山口市のナンバープレート を返却(廃車)し、転出先の市町村で交付(登 録)を受ける必要があります。なお、返却手続 きは、転出先の市町村窓口でも可能です。詳細 は市民税課管理担当にお問い合わせください。

個人市・県民税について

■6 年の途中で亡くなった方の市・県民税



私の夫は平成25年11月に亡くなりま したが、夫の市・県民税はどうなり ますか?

市・県民税は、毎年1月1日 (賦課期日) 現 在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得 に基づいて課税されますので、平成25年中にお 亡くなりになった場合、平成26年度以降の市・県 民税は課税されません。

なお、平成25年度分の市・県民税は課税されま すので、納税義務は相続人の方に承継されます。

₹ 7 市・県民税の 課税、非課税の判定について



私はパート収入(100万円)で、夫 の勤務先の年末調整で扶養に入って いますが、市・県民税の納税通知が 届きました。なぜでしょうか?

A7

扶養されている方であっても市・県民税が課 税される場合があります。

扶養親族の対象となるのは、合計所得金額が 38万円以下の方(給与収入に換算すると103万 円)で、ご質問の場合もこの要件を満たしてお り、扶養控除の対象となります。

一方で、市・県民税は、以下の基準により課 税・非課税の判定を行いますので、前年中の合 計所得金額が以下の判定基準金額を超えている 場合、市・県民税が課税されます。

《判定基準》 32万円×(本人+扶養人数)+19万円 ※扶養人数が0の場合、19万円の加算額はありません。

(例1) 給与所得が35万円(給与収入に換算する と100万円)で扶養親族がいない場合(質問の 事例)

*判定基準に当てはめると… 32万円×1人 (本人のみ) = 32万円

▼ 35万円>32万円となり、合計所得金額が 判定基準を超えるため、市・県民税が課税され ます。

(例2) 給与所得が55万円(給与収入に換算する と120万円)で、扶養親族が1人(子)の場合

*判定基準に当てはめると…

32万円×2人(本人+扶養1人)+19万円=83万円 ☞ 55万円 <83万円となり、合計所得金額が 判定基準以下のため、市・県民税は非課税です。

■8 支払った税金が必要経費となる場合



支払っている税金は必要経費の対象 になりますか?

A8

事業所得や不動産所得等を計算する場合に、 事業の用に供する資産にかかる固定資産税や不 動産取得税、自動車税等は租税公課として必要 経費になります。所得税や市・県民税は必要経 費の対象になりません。

対象となる領収書等は保管の上、申告の際に 参考にしてください。

■9 収入がない方の 市・県民税の申告について



私は昨年一年間、まったく収入がな かったのですが、市・県民税の申告 は必要ですか?

A 9

収入がなく市・県民税が非課税の方は、本来、 申告の必要はありませんが、市・県民税の申告 書は、所得・課税証明書の発行のほか、国民健 康保険等に加入している方や福祉医療助成制度 を受給している方の、保険料の軽減や医療費の 負担割合の判定資料となりますので、申告をし ていただくようお願いしています。

▶ 10 医療費控除の申告について



医療費控除について教えてください ①医療費控除は10万円以上支払って いないと受けられないのですか?

②私の母は、病気で寝たきりとなっ ており、おむつ代にかなりの金額が かかっています。この費用は医療費 控除の対象となりますか?

A 10-(1)

支払った医療費が10万円より少なくても、申 告をされる方の所得金額によっては医療費控除 を受けられる場合があります。

医療費控除の対象となるのは、前年中、ご自 身や生計が同一のご家族のために支払った医療 費で、治療のための医薬品の購入費、通院費 用、入院費用等があります。ただし、予防注 射、人間ドック、その他の健康診断の費用は控 除の対象となりません(詳細は市民税課市民税 担当へお問い合わせください)。

控除額は次の算式で求めます。

支払った医療費の額ー保険金等で補てんされる額 -10 万円 (※)=医療費控除額

※申告される方の所得の合計が200万円未満の場合は、 所得の合計額の5%を差し引きます。

(例) Yさん(前年中の所得の合計が100万円) の場合

- ・支払った医療費…8万円
- ・保険金等で補てんされた額…1万円

計算式

8万円-1万円-(100万円×5%)=2万円Yさんの医療費控除額は2万円となります。

A 10-2

医師による『おむつ使用証明書』の発行があ れば医療費控除の対象となります。

傷病により、おおむね6ヵ月以上寝たきりの 状態で、医師の治療を受けている方のおむつ代 は対象となります。

ただし、申告の際に「おむつ使用証明書」(控 除を受けるのが2年目以降の場合は、市介護保険 課が発行する証明書でも可)および「おむつ代 の領収書」の添付または提示が必要です。

🔂 11 個人年金や生命保険の 満期による一時金の申告について



個人年金を受け取っている場合や、 生命保険の満期等による一時金を受 け取った場合、市・県民税の申告は必 要ですか?

A 11

まず、個人年金を受け取っている場合は、そ の年中に受け取った個人年金額から、掛け金に 相当する金額を差し引いた残りの金額が「雑所 得」となります。

次に、契約者本人が受取人となっている生命 保険の満期保険金や解約返戻金などは、「一時所 得」となります。「一時所得」の計算方法は以下 のとおりです。

【一時所得の計算方法】

(受け取った保険金額-支払った保険料額-50万円) ×1/2=課税対象となる一時所得

いずれの所得も、課税対象となり、市・県民 税の申告が必要ですが、所得金額によっては、 所得税の確定申告が必要な場合もありますので、 詳しくは市民税課市民税担当へお問い合わせく ださい。

■12 公的年金からの特別徴収について



市・県民税が公的年金から特別徴収(引き去 リ) されていますが、国民健康保険料や後期 高齢者医療保険料のように、本人の希望により 口座振替への選択を行うことはできますか?

A 12

地方税法において、一定の要件を満たしてい る場合には公的年金から市・県民税の特別徴収 を行うこととされており、納税者が徴収方法を 変更・選択することはできません。

なお、市・県民税は国民健康保険などの保険 料のように、税金の控除対象にはなりませんの で、口座振替ができないことにより税の負担額 に影響することはありません。

土地に関する固定資産税等について

■13 家を取り壊すと



家とその敷地を所有している場合、 家を取り壊すと税額は変わりますか?

A 13

家(住宅)を壊すと、住宅用地の特例措置が なくなるため、土地の固定資産税はあがります。 (14ページ参照)しかし、家に対する固定資産 税がなくなるため、全体の税額としては差が生

土地の利用状況が変われば税額に影響がでて きますので、ご不明な点は資産税課までお問い 合わせください。

■14 納税通知書が届かないときは



今年から納税通知書が届かないのです が…。

A 14

可能性のひとつとして、免税点未満となり課 税されなくなったことが考えられます(13ペー ジ参照)。逆のケースで、免税点以上になれば 課税対象となり、納税通知書が届くようになり ます。

納税通知書が届くかどうかは、免税点未満か 否かに限りませんので、資産税課までお問い合 わせください。なお、新たに免税点未満となっ た場合の通知文等は送付していません。

■15 納税通知書の送付先について



私は単身赴任で県外にいますが、私が所有 する土地・家屋で妻子が生活しています。 固定資産税の納税通知書を市内の妻に直接 届けてもらうには、どうすればいいですか?

A 15

納税管理人という制度があります。

土地・家屋の所有者はそのままで、納税通知 書の送付先を納税管理人になられた方にする制 度です。ただし、納税義務者が市外に居住して いることが納税管理人設定の条件です。

家屋に関する固定資産税等について

■16 家を増築する時について



家を増築しようと思います。 何か手続きは必要ですか?

資産税課にご連絡をお願いします。

固定資産税についての手続きは必要ありません が、次の年から固定資産税等をお願いするため に調査をさせていただく必要がありますので、 工事が終わりましたらご連絡をお願いします。

□ 17 家を取り壊した時について



家を平成25年5月に取り壊したので すが、平成25年度の固定資産税は減 額されますか?

A 17

固定資産税はその年の1月1日の状況で1年分 の税金をお願いするものですので減額すること はできません。平成25年5月の取り壊しですと、 1月1日には、家がありましたので平成25年度分 の税金については、全額お支払いいただくこと となります。平成26年度からは、課税台帳から 削除する必要がありますので、取り壊された旨 の連絡を資産税課へお願いします。

■18 課税対象となる建物について



カーポートは課税対象になりますか?

カーポートとは、一般的に屋根と柱からなる 簡易な車庫をいいます。このような建物は、課税 要件の、「屋根があり、3方以上壁に囲われている もの」を満たさないため、課税対象外となります。 もちろん、屋根があり、3方以上壁に囲われ、 土地に定着している車庫は課税対象となります。

■19 納税通知書をなくした時について



納税通知書をなくしました。 自身の資産の確認をしたいので、再 発行してほしいのですが…。

A 19

再発行することはできません。

納税通知書は4月の発送後、再度お送りする ことができません。資産の確認については、名 寄帳や課税証明書等で確認いただけます。

市民税課の証明発行窓口でご請求ください。

税に関する証明書について

🔾 20 税証明書の発行窓口



市税に関する証明書が必要なのです が、どこで申請できますか。

市民税課、各総合支所および各地域交流セン ター(大殿・白石・湯田・小郡・秋穂・阿知 須・徳地・阿東を除く) および分館、大海総合 センターの窓口で取り扱っています。ただし、 固定資産税に係る閲覧や法人の所在証明書など 一部の証明等は市民税課、各総合支所でしか発 行できないものがあります。

■21 山口市に転入した方の証明書について



平成25年4月に〇〇市から山口市に転 入しました。平成25年度の所得・課税証明書はどこで申請できますか。

※平成25年1月1日は〇〇市に住民票がありま

A 21

平成25年度の所得・課税証明書は、原則平成 25年1月1日現在に住民票のあった市町村での 発行になります。

22 本人が窓口に行けない場合は



所得・課税証明書が欲しいのです が、市役所に行くことができないの で代理の者が申請できますか。

代理の方が住民票上同一世帯の親族の方な ら、申請できます。なお、窓口に来られる方の 身分証明書が必要です。

代理の方が同一世帯ではない場合は、委任状 が必要です。住所が同じでも住民票上の世帯を 別にしている場合は委任状が必要になります。

■23 亡くなった方の証明書について



相続のため、亡くなった父親の固定 資産に関する証明書が必要です。窓 口に何を持参すればよいですか?

A 23

相続人であれば申請することができます。窓 口に来られる方の身分証明書と、亡くなられた 方との続柄がわかる戸籍・亡くなられたことが わかる戸籍の写しをご持参ください。

問い合わせ一覧

	向い合わせ一見										
	問い合わせ内容	問い合わせ先									
	市・県民税に関すること	市民税課 市民税担当(山口総合支所内) 25 083-934-2735 20 083-933-1083									
	税証明の発行、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、 入湯税、鉱産税に関すること	市民税課 管理担当(山口総合支所内) 25 083-934-2734 25 083-933-1083									
П	固定資産税、都市計画税に関すること										
	北部地区(大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳)	資産税課 家屋担当(山口総合支所内) 2083-934-2736									
	南部地区(小郡、秋穂、阿知須、陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)	資産税課 家屋土地第一担当(小郡総合支所内) ☎083-973-2415									
	阿東・徳地地区	資産税課 家屋土地第二担当(阿東総合支所内) ☎083-956-0798									
	税の納付に関すること	収納課(山口総合支所内) ☎ 083-934-2739 ☎ 083-934-2668									

平成26年度(平成25年分)市•県民税申告相談日程一覧

●印が申告相談日

各地域会場や休日の相談日によって受付時間が 異なりますので、6~8 ページの各地域会場の申 告相談日程で時間をお確かめください。

		回					海 塔			阿知須		事 体	小郡				E □																	
阿東地域交流センター	阿東地域交流センター生雲分館	嘉年基幹集落センター	長門峡自然休養村管理センター	阿東老人福祉センター	島地分館		海南東京学生・10年 八坂分館	串分館	徳地山村開発センター	阿知須総合支所第1会議室	大海総合センター	秋穂総合支所第1会議室	小郡総合支所第1会議室		冯 以/ 似陽名		佐山地域交流センター	嘉川地域交流センター	二島地域交流センター	山口南総合センター	鋳銭司地域交流センター	陶地域交流センター	大歳地域交流センター	平川地域交流センター	吉敷地域交流センター	宮野地域交流センター	大内地域交流センター	小鯖地域交流センター	仁保地域交流センター	山口総合支所 2 階申告会場		地域/ 会場名		
Г														Э	ω	N		П					•						•	•	Э	ω	N	
											•			⊁	4	700						•									⊁	4	700	ا ا
L	L										•			쏫	σ		_			•						•				•	놧	5		
					•		_				•			*	6		_	L										•			*	6		
														胁	7																胁	7		
														+	∞																+	∞		
														月	9 1				•												月	9 10		
														当 火·祝	10 11																少、祝	0 11		
														**	1 12						•										**	1 12		ı
	\vdash	•					•		_					<u>^</u>	2 13		\vdash	•													<u>к</u>	2 13		١
Н		•				•	Ť							龄	14	-		Ť												•	₩	14		1
														H	14 15																+	15		
Г														Ш	16																Ш	16		
•										•			•	Я	17															•	Я	17		
•										•			•	⊱	18															•	⊱	18		
•										•				놧	19																놧	19		
•										•				¥	20																K	20		ı
•										•				串	21																串	21		ľ
														H	22																H	22		
•										•				Ш	23																Ш	23		١.
L	•		L									•	•	Д	24		_														且	24		
L	•						_					•	•	⊁	25		_	L													⊁	25		
L	•	_			_		_		_			•	•	쏫	26		<u> </u>	_	_		_										쏫	26		
L	-	-	_	•	_		_		_	_	_	•		*	27 :		_	<u> </u>			_		_	_			_		_		*	27 :		
				•										卧	28																胁	28		
														H	1 2	Ω															H	1	Ω	
														日	2 3																月月	2 3		
\vdash	\vdash	\vdash	-	-	_	\vdash	_	\vdash	•		_		•	<u>□</u> ⊁	3 4		<u> </u>	\vdash	-	-	-	\vdash	_		_	\vdash	_		<u> </u>		<u>□</u>	3 4		
\vdash	\vdash	\vdash					_	\vdash	•		_		•	\ \	5		<u> </u>	\vdash				\vdash	_				_		_		\ \ \	5	-	
\vdash	\vdash	-					_		•	•	_		•	\ 	6		_	\vdash	_		_		_		_		_		_		\ 	6		
	\vdash	\vdash						\vdash	•	•	_	\vdash	•	静	7		_	\vdash	\vdash			\vdash	_				 		 		₩	5 7		
														+	∞																+	8		
														Ш	9																ш	9		
•												•	•	Э	10															•	Э	10		
•	\vdash				Т	\Box	Т	\Box				•	•	⊁	1							\Box								•	⊁	11		
									•			•	•	놧	12															•	놧	12		
									•			•	•	*	13															•	¥	13		
									•	•			•	串	14															•	眇	14		П
														H	15																H	15		
														Ш	16																Ш	16		
														Э	17																周	17		['] [